

## 「合法的」に公文書を隠蔽する政権のたちの悪さ 瀬畑源氏



毎日新聞 2020年1月6日

首相主催の「桜を見る会」を巡る問題では、公文書である招待者名簿を、内閣府が会の約1カ月後、野党議員が資料請求した昨年5月9日にシュレッダーで廃棄したことにも批判が集まった。バックアップデータも復元されず、不適切な人物を招待した疑惑も検証できないままだ。公文書管理に詳しい瀬畑源・成城大非常勤講師は「公文書管理法の理念を無視し、抜け道を使って合法的に隠蔽(いんぺい)した。政治倫理的に極めて問題だ」と指摘し、文書がないことを理由に説明責任を果たさない政府の姿勢に疑問を投げかける。【牧野宏美/統合デジタル取材センター】

### 「問題発生時に公文書を出さない体質」改めて浮き彫りに

——桜を見る会の問題を、公文書管理のあり方という観点でどう分析しますか。

◆この国の政治が、何か問題が起きた時に公文書を公開した上で議論し、改善策を出すという動きができないことを非常に分かりやすく示した例だと思います。野党側が資料を出せと求めても、政府側は「口頭で答弁しているからいいでしょ」と押し切っています。桜を見る会は民主党政権でも開催されていました。昔から首相枠や与党枠があり、政治的に利用される性格があったのだと思います。安倍晋三首相時代に拡大したのは確かですが、ある文書は何でも出して「招待者を増やし過ぎました。今後は招待基準を透明化し、名簿を公表します」と具体的に説明すれば、これほどもめることはなかったでしょう。結局文書を出さないから問題が複雑化するんです。

### 財務省の森友問題への対応と類似

——公文書管理が問題になったのは今回だけでなく、自衛隊のイラク派遣の日報隠しや皇室会議の議事録未作成など、何度も繰り返されています。

◆そうですね。今回の例に一番近いのは、「森友学園」への国有地売却に関する財務省の対応ですね。当時の佐川宣寿理財局長は国会で、森友学園の籠池泰典理事長(当時)との交渉記録について、「保存期間が1年未満なので廃棄した」と答弁しました。麻生太郎財務相もその対応に問題がないとしました。その後の調査で、理財局長が廃棄したと言った時点で、まだ文書は残っていたことが分かりました。それなのに「本来捨てられているべきものなので、公開してはならない」という理屈で、国会で開示するのではなく捨てる方を選んだのです。そういうことが続くと、政治不信は高まります。事実を確定するのに時間がかかっているのは政府、与党側の責任で、結果的に割を食うのは国民です。

## 公文書管理のルールを使って隠蔽

——桜を見る会でも、名簿の保存期間を1年未満と定めていましたね。

◆はい、内閣府の裁量でいつでも捨てられるようになっていました。消費者庁から行政処分を受けた「ジャパンライフ」の山口隆祥元会長が首相杯で招待された疑いも浮上し、政府が文書を見せて説明できない事情も次第に分かってきました。内閣府の説明では、保存期間を1年未満としたのは、2018年4月。官僚たちは情報公開請求される可能性があると分かっている、前もって合法的に捨てられる手段を考えていたように見えます。

——法的には全く問題ないのですか。

◆公文書管理法上は合法と考えます。バックアップデータを公文書とみなすかどうかという部分はグレーゾーンですが、少なくともこれまで議論されてきていなかった盲点です。公文書なので、サーバーからデータを削除後、共産党議員から国会質問があった時点で外部媒体に残っていた可能性があるバックアップデータを復元すべきだったという指摘もあります。しかし、サーバーから廃棄という手続きをとった以上、バックアップデータは公文書に当たらない、という内閣府の説明も理がないわけではないと思います。



## 法の趣旨理解せず 説明責任果たせていない

しかし、法的に問題がないことと、政治倫理的に問題がないことは全く別です。私はこの点が最もたちが悪いと思っています。彼らは公文書管理法の捨てるルールの部分を非常にうまく使い、隠蔽しました。しかし、合法的であれば何でもいいわけではありません。公文書管理法は、捨てるための法律ではないのです。第1条には「公文書は国民共有の知的資源で、適正な管理を図り、現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」。第4条には、「行政機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう、文書を作成しなければならない」と書いてあります。そもそも公文書は、政策について、行政として責任を持ってやりましたと説明するために作るものです。

——法の趣旨に照らせば、残しておくべき文書だと。

◆名簿の保存期間が「1年未満」では、説明責任が果たせません。法の趣旨を全く理解しないで、ルール上できるから隠すためにやっしまおうという発想です。要するに抜け道です。それで「捨てたから分からない」と説明責任から逃げている。そんなバカなという話です。いくら合法的でも法の趣旨に反しており、管理方法としておかしいです。

## 隠蔽体質は自民党政権に共通 安倍政権で可視化

——こうした隠蔽体質は、安倍政権に見られる特徴でしょうか。

◆安倍政権に限らず、長く政権を握ってきた自民党に共通するものだと考えています。情報公開法（01年施行）を作る動きも、自民党が下野して細川護熙首相による非自民内閣ができるまでほとんどありませんでした。特にベテランの自民党議員たちは自らが権力を握っているという感覚があり、官僚組織との関係も深い。「自分たちが政権を任されているのに、なぜ国民や野党に情報を出す必要があるのか」という発想で、そもそも知る権利の考え方を理解せず、公文書に残して公開するという発想が乏しい人が多いように思います。本来、官僚が「文書がない」と言っても、政治家が「おかしい」と徹底的に調べさせ、ない場合も可能な限り証拠を集めて復元させるぐらいまでやるべきなんです。

——なぜ安倍政権で目立つのでしょうか。

◆公文書管理法があるというのが大きいと思います。法があるからこそ、公文書を作っていないことや、保存していないことは基本的に違法とみなせるようになり、問題が可視化されるようになりました。不都合なことは「捨てた」などと、法がなかった時のような言い訳を押し通そうとするので、余計に「悪質さ」が目立つのです。桜を見る会で、公文書管理がいかにもずさんであったかが表面化したのは悪いことではないと考えています。こうした管理ではいけないだと、繰り返し問題にしていくことが重要です。

## 政争の具に終わらせず、国会、行政監視のあり方考える契機に

——政府は首相の推薦枠を示す数字が「60」かどうかについて、野党が過去の資料でそうだと指摘しても認めようとしらないなど、誠実さが感じられません。今後どのように追及していくべきだと思いますか。

◆おそらく政府は今後も同じ姿勢を崩さないでしょう。政府が真摯（しんし）に説明すべきなのは当然ですが、一方で政治の道具にされすぎてしまうことにも懸念があります。野党が桜を見る会だけを追及しては「いつまでやっているのか」と批判的にとらえられ、世論がひっくり返る可能性があります。公文書をきちんと出してこなかった過去の事例も複数示して、桜を見る会だけの問題ではないことを浮き彫りにし、「文書がないから説明ができない」という論理自体がおかしいと強調していくべきだと思います。つまり、政府が情報を出さない国会の進め方や、行政監視のあり方に広げて問題提起していく必要があります。桜を見る会を、その議論のきっかけにしてほしいのです。

せばた・はじめ

1976年、東京都生まれ。一橋大大学院社会学研究科博士課程修了。専門は日本近現代史（天皇制論）、公文書管理制度研究。著書に「公文書管理と民主主義 なぜ、公文書は残されなければならないのか」「国家と記録 政府はなぜ公文書を隠すのか？」など。